

枚方市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金交付要綱

制定 平成 28 年 12 月 1 日枚方市要綱第 68 号
最終改正 令和 6 年 5 月 7 日枚方市要綱第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、既存不適格住宅の所有者等に対し交付することにより、市内の既存不適格住宅の減少を促進し、もって土砂災害による人的被害の軽減を図ることとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。）のうち、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（居住の用以外の用途を兼ねる場合にあっては、当該建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。）をいう。
- (2) 既存不適格住宅 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）に存する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 80 条の 3 の規定に適合しない構造である住宅（当該住宅の存する土地が特別警戒区域に指定された際に現に存する住宅又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の住宅に限る。）をいう。
- (3) 除却工事 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）に係る既存不適格住宅を原則として全て除却する工事をいう。

(補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 既存不適格住宅（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第 2 条第 1 項に規定する区分所有権（以下「区分所有権」という。）の目的たる部分を有する住宅を除く。）を所有する者であって、市税を滞納していないもの
- (2) 建物の区分所有等に関する法律第 3 条の規定により区分所有権の目的たる部分を有する既存不適格住宅の部分について区分所有権を有する者で構成する団体であって、当該団体を構成する者の全員が市税を滞納していないもの

(補助対象行為)

第 5 条 補助対象行為は、市内の既存不適格住宅に係る別表第 1 欄に掲げる行為区分ごとにそれぞれ同表第 2 欄に定める要件を全て満たす行為とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、別表第 1 欄に掲げる行為区分ごとにそれぞれ同表第 4 欄に定める算定額と

する。

(補助金の交付の決定に通常要すべき期間)

第7条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあった日の翌日から起算して45日間とする。

(条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の申込みを取り下げる場合を除き、交付の決定の通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、補助対象行為に着手しなければならないこと。この場合において、補助金の交付の決定の通知を受けた者は、所定の着手届を市長に提出しなければならないこと。
- (2) 除却工事を行う場合にあっては、当該除却工事を建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けている者が行わなければならないこと。
- (3) 既存不適格住宅を政令第80条の3の規定に適合させる補強を行うための設計を行う場合にあっては、当該設計を建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けた建築士事務所に属する者が行わなければならないこと。

(事前協議)

第9条 補助金の交付を受けようとするものは、複数の年度にわたる補助対象行為を行う場合は、補助金の交付の申込みを行う前に、補助対象行為に係る費用の総額、補助対象行為の完了する予定である時期等について、市長と協議を行わなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [平成30年3月30日枚方市要綱第18号]

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年3月31日枚方市要綱第29号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

行為区分	要件	補助対象経費	算定額
移 転	<p>(1) 除却工事を行うこと。</p> <p>(2) 除却工事について次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者の全員の同意が得られていること。</p> <p>イ 補助金の交付を受けようとするものと当該既存不適格住宅が存する土地の所有者が異なる場合 当該既存不適格住宅が存する土地の所有者</p> <p>ロ 補助金の交付を受けようとするものと当該既存不適格住宅の全部又は一部を占有している者（不当に占有している者を除く。）が異なる場合 当該既存不適格住宅の全部又は一部を占有している者</p> <p>ハ 補助金の交付を受けようとするもの以外に当該既存不適格住宅の所有者がいる場合 補助金の交付を受けようとするもの以外の所有者</p> <p>(3) 既存不適格住宅に代わる住宅（以下「代替住宅」という。）の建築若しくは購入（購入に必要な改修を伴う場合は、これを含む。以下同じ。）又は代替住宅とするための改修をする場合は、次に掲げる要件を全て満たしていること。</p> <p>イ 代替住宅の敷地の全てが、特別警戒区域外に存すること。</p> <p>ロ 代替住宅の所有者が、補助金の交付を受けようとするもの（第4条第2号に掲げる団体である場合にあつては、当該団体を構成する者のいずれか）と同一となること。</p> <p>ハ 代替住宅の建築若しくは購入（これに必要な土地の取得を伴う場合は、これを含む。）又は代替住宅とするための改修のために要する資金の借入れに係る契約の契約者が、補助金の交付を受けようとするもの（第4条第2号に掲げる団体である場合にあつては、当該団体を構成する者のいずれか）と同一となること。</p> <p>ニ 代替住宅が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。</p> <p>ホ 代替住宅が、当該代替住宅が存する区域における建築基準法に基づく建築制限の基準に適合すること。</p>	<p>(1) 除却工事に要する経費</p> <p>(2) 除却工事に伴う動産の移転に要する経費、仮の住居を確保するために要する経費その他引越に要する経費</p> <p>(3) 代替住宅（補助金の交付を受けようとするもの（第4条第2号に掲げる団体である場合にあつては、当該団体を構成する者）1人につき1戸に限る。以下この号において同じ。）の建築若しくは購入（これに必要な土地の取得を伴う場合は、これを含む。）又は代替住宅とするための改修のために要する資金を金融機関その他機関から借り受けた場合の借入金（年利8.5パーセントまでのものに限る。）に係る利子に相当する額の経費</p>	<p>次の各号に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 補助対象経費の欄第1号に掲げる経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、補助対象行為が完了した日の属する年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）に定める除却工事費の額の算定基準により算定した額を限度とする。</p> <p>(2) 補助対象経費の欄第2号に掲げる経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、当該経費の額が975,000円を超える場合には、975,000円</p> <p>(3) 補助対象経費の欄第3号に掲げる経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、土地の取得を伴う場合における当該経費の額が4,210,000円を超えるときは、4,210,000円、土地の取得を伴わない場合における当該経費の額が3,250,000円を超えるときは、3,250,000円</p>

	<p>と。</p> <p>へ 代替住宅が、既存不適格住宅等（特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域における同法第68条に規定する許可の基準に適合しない住宅、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による移転等の勧告その他市長が認める勧告等が行われている住宅又は既存不適格住宅をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、改修により既存不適格住宅等でなくなる場合を除く。</p> <p>(4) 当該除却工事及び当該代替住宅の建築若しくは購入（これに必要な土地の取得を伴う場合は、これを含む。）又は代替住宅とするための改修に係る契約を行っていないこと。</p> <p>(5) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第2項第2号に規定する居住誘導区域以外の区域に存している既存不適格住宅のうち、3戸以上のものにあつては、同法第88条第5項の規定による公表をされていないこと。</p>		
<p>補 強</p>	<p>(1) 政令第80条の3の規定に適合させる補強を行うための設計又は工事を行うこと。</p> <p>(2) 補助金の交付を受けようとするもの（第4条第2号に掲げる団体である場合にあつては、当該団体を構成する者のいずれか）が現に居住している既存不適格住宅又は居住しようとしている既存不適格住宅であること。</p> <p>(3) 補助金の交付を受けようとするもの（第4条第2号に掲げる団体である場合にあつては、当該団体を構成する者全員）の市町村民税の所得割の課税標準（地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する所得割の課税標準をいう。）の額が5,070,000円未満であること。</p> <p>(4) 当該補強についての設計又は工事に係る契約を行っていないこと。</p>	<p>(1) 政令第80条の3の規定に適合させる補強を行うための設計に要する経費</p> <p>(2) 政令第80条の3の規定に適合させる補強を行うための工事に要する経費</p>	<p>次の各号に掲げる額にそれぞれ0.23を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の合計額</p> <p>(1) 補助対象経費の欄第1号に掲げる経費の額。ただし、当該経費の額が672,000円を超える場合には、672,000円</p> <p>(2) 補助対象経費の欄第2号に掲げる経費の額。ただし、当該経費の額が3,360,000円を超える場合には、3,360,000円</p>